

公 示 送 達 書

長崎市告示第486号

令和8年2月13日及び同月26日付けの次の者に係る書類（通知書）は、送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達ができないので、長崎市長（財務部収納課）が保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和8年7月2日

長崎市長 鈴木史朗

番号	送達を受けるべき書類の名称	送 達 を 受 け る べ き 者	
		住（居）所	氏 名
1	差押調書（謄本） 長収第調-6823号	東京都大田区蒲田本町2丁目1 9番4号 蒲田荘302	落合 英男
2	配当計算書（謄本） 長収第調-7357号	東京都大田区蒲田本町2丁目1 9番4号 蒲田荘302	落合 英男
3			
4			
5			
6			

注意 地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。